



2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項	
<input type="checkbox"/>	特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
<input type="checkbox"/>	協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）からの助力を得たい
<input type="checkbox"/>	他の協定との広域化を考えたい
<input type="checkbox"/>	中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
<input type="checkbox"/>	対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
<input type="checkbox"/>	その他（自由記載）協定参加者の家族等も含めた協力体制を確立させる。

2-4 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

<p>定期的な話し合い等により地域の状況について確認作業を行いながら、第5期協定の5年間で協定参加者（家族を含む）で共通認識をもって、集落協定農用地の維持管理体制の確立を図る。</p>
--

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制	
<input type="checkbox"/>	農地所有適格法人が支援する【具体名：〇〇】
<input type="checkbox"/>	J Aが支援する【具体名：〇〇】
<input type="checkbox"/>	集落営農組織が支援する【具体名：〇〇】
<input type="checkbox"/>	農業者が支援する【具体名：〇〇】
<input type="checkbox"/>	協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
<input type="checkbox"/>	その他（自由記載）

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

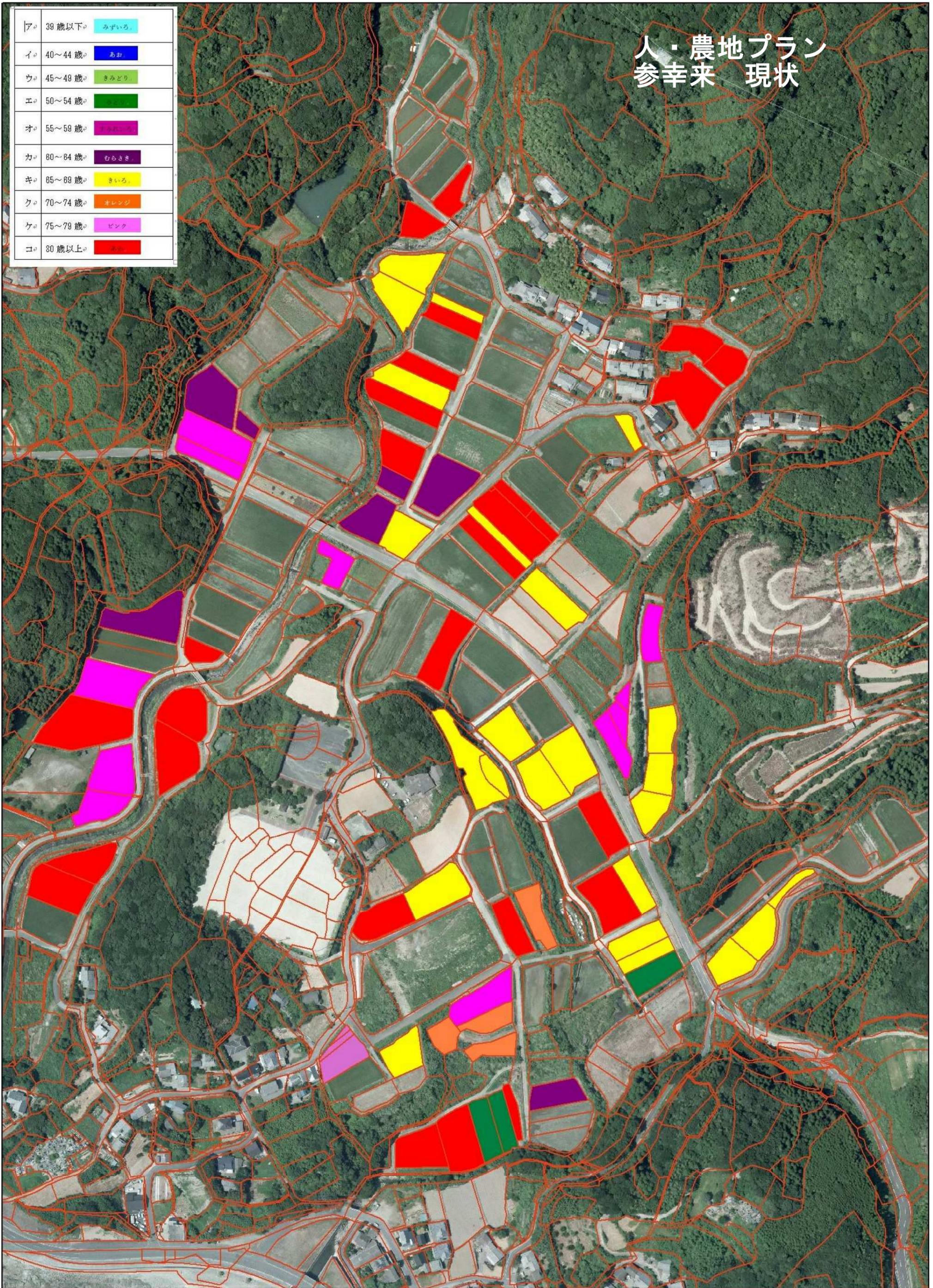
※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。





# 人・農地プラン 参幸来 現状

ア	39 歳以下	みずいろ
イ	40～44 歳	あお
ウ	45～49 歳	きみどり
エ	50～54 歳	きいろ
オ	55～59 歳	すみれ
カ	60～64 歳	むらさき
キ	65～69 歳	きいろ
ク	70～74 歳	オレンジ
ケ	75～79 歳	ピンク
コ	80 歳以上	あか



# 人・農地プラン 参幸来 10年後 (2030年)

ア	39 歳以下	みずいろ
イ	40～44 歳	あお
ウ	45～49 歳	きみどり
エ	50～54 歳	きいろ
オ	55～59 歳	すみれいろ
カ	60～64 歳	むらさき
キ	65～69 歳	きいろ
ク	70～74 歳	オレンジ
ケ	75～79 歳	ピンク
コ	80 歳以上	あか

